

議事日程(第2号)

平成25年3月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第10号 平成25年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第11号 平成25年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第12号 平成25年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第13号 平成25年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第14号 平成25年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第15号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 日程第7 議案第16号 平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第8 議案第17号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第18号 平成25年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第10 議案第19号 平成25年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第11 議案第20号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第21号 対馬市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第22号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第23号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第24号 対馬林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する  
条例
- 日程第16 議案第25号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第26号 対馬市都市下水路条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第27号 対馬市都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第28号 対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例  
の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第29号 対馬市子ども夢づくり基金条例
- 日程第21 議案第30号 対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運  
営に関する基準等を定める条例
- 日程第22 議案第31号 対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設  
備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係

- る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 日程第23 議案第32号 対馬市市道の構造の技術的基準等を定める条例
- 日程第24 議案第33号 対馬市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
- 日程第25 議案第34号 対馬市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
- 日程第26 議案第35号 対馬市営住宅条例
- 日程第27 議案第36号 対馬市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例
- 日程第28 議案第37号 対馬市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例
- 日程第29 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第30 議案第39号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(佐保地区)
- 日程第31 議案第40号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第32 議案第41号 対馬林業開発促進資金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第42号 漁港区域内公有水面の埋立てについて (伊奈漁港)
- 日程第34 発議第1号 盗難仏像の早期返還を求める決議
- 日程第35 請願第1号 アジアと日本の平和と繁栄を目指す「日韓海底トンネル」の早期建設を求める請願

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第10号 平成25年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第11号 平成25年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第12号 平成25年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第13号 平成25年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第14号 平成25年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第15号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 日程第7 議案第16号 平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第8 議案第17号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計予算

- 日程第9 議案第18号 平成25年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第10 議案第19号 平成25年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第11 議案第20号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第21号 対馬市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第22号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第23号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第24号 対馬林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する  
条例
- 日程第16 議案第25号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第26号 対馬市都市下水路条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第27号 対馬市都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第28号 対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例  
の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第29号 対馬市子ども夢づくり基金条例
- 日程第21 議案第30号 対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運  
営に関する基準等を定める条例
- 日程第22 議案第31号 対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設  
備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係  
る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等  
を定める条例
- 日程第23 議案第32号 対馬市市道の構造の技術的基準等を定める条例
- 日程第24 議案第33号 対馬市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基  
準を定める条例
- 日程第25 議案第34号 対馬市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準  
を定める条例
- 日程第26 議案第35号 対馬市営住宅条例
- 日程第27 議案第36号 対馬市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公  
園施設の設置に関する条例
- 日程第28 議案第37号 対馬市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に  
関する条例
- 日程第29 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第30 議案第39号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

(佐保地区)

- 日程第31 議案第40号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第32 議案第41号 対馬林業開発促進資金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第42号 漁港区域内公有水面の埋立てについて (伊奈漁港)
- 日程第34 発議第1号 盗難仏像の早期返還を求める決議
- 日程第35 請願第1号 アジアと日本の平和と繁栄を目指す「日韓海底トンネル」の早期建設を求める請願

---

出席議員 (20名)

1番 淵上 清君	2番 脇本 啓喜君
3番 黒田 昭雄君	4番 小田 昭人君
5番 長 信義君	6番 山本 輝昭君
7番 松本 曆幸君	9番 齋藤 久光君
10番 堀江 政武君	11番 小宮 教義君
12番 阿比留光雄君	13番 三山 幸男君
14番 初村 久藏君	16番 糸瀬 一彦君
17番 大浦 孝司君	18番 小川 廣康君
19番 大部 初幸君	20番 兵頭 栄君
21番 島居 邦嗣君	22番 作元 義文君

---

欠席議員 (1名)

8番 阿比留梅仁君

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 神宮 満也君 課長補佐 國分 幸和君  
主任 金丸 隆博君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ..... 財部 能成君

副市長	高屋 雅生君
教育長	梅野 正博君
地域再生推進本部長	平間 壽郎君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	桐谷 雅宣君
政策監	平山 秀樹君
総務課長	根ノ 英夫君
市民生活部長	長郷 泰二君
福祉保健部長	多田 満國君
農林水産部長	比田勝尚喜君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育部長	豊田 充君
美津島地域活性化センター部長	八坂 一義君
豊玉地域活性化センター部長	梅野 泉君
峰地域活性化センター部長	志田 博俊君
上県地域活性化センター部長	川本 治源君
上対馬地域活性化センター部長	島居 清晴君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	橘 英次君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

---

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。報告します。阿比留梅仁君より欠席の届け出が  
あっております。

配付しております議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第10号

日程第2. 議案第11号

日程第3. 議案第12号

日程第4. 議案第13号

## 日程第5. 議案第14号

## 日程第6. 議案第15号

○議長（作元 義文君） 日程第1、議案第10号、平成25年度対馬市診療所特別会計予算から、日程第6、議案第15号、平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） おはようございます。ただいま一括して議題となりました議案第10号から議案第15号までの6件につきまして、続けて説明をさせていただきます。

まず、議案第10号、平成25年度対馬市診療所特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。平成25年度対馬市の診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億289万5,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。1款診療収入1項外来収入は、直営診療所の国民健康保険診療報酬収入等2億4,836万3,000円、2款使用料及び手数料1項手数料は、診断書等の証明手数料を250万円、3款県支出金1項県補助金は、へき地医療対策費補助金を1,314万4,000円、4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を1億2,140万6,000円。

10ページをお願いいたします。5款1項繰越金は、前年度繰越金を50万円、6款諸収入1項雑入は、予防接種委託料、事業所健診委託料収入等1,698万2,000円をそれぞれ計上しております。

歳出でございますが、12ページをお願いいたします。

1款総務費1項施設管理費は、2億9,318万6,000円を計上しております。一般職員9名、嘱託職員10名分の人件費、嘱託医師謝礼、医師派遣委託料、14ページをお願いいたします。各診療所運営費補助金及び施設の維持管理経費等でございます。

2款1項医業費は、医業用器具のリース料、注射器等の医業用消耗器材費及び医薬品等の医業用衛生材料費等、16ページをお願いいたします。1億970万9,000円を計上いたしております。

18ページから22ページにかけて、給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第11号、平成25年度対馬市国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。平成25年度対馬市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59億9,514万9,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページにかけて、「第1表 歳入歳出予算」とするものであります。

第2条で地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億3,000万円と定めるものであります。

歳入について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。1款1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税を11億9,182万1,000円計上しております。

12ページをお願いします。2款使用料及び手数料1項手数料は、督促手数料を50万円、3款国庫支出金1項国庫負担金は、療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等に係る国費分の負担金を11億8,902万4,000円、2項国庫補助金は、普通調整交付金を4億7,127万3,000円、4款1項療養給付費交付金は、退職被保険者の給付に伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金を2億3,304万5,000円、それぞれ計上しております。

14ページをお願いします。5款1項前期高齢者交付金は、保険者間において前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するために交付されるもので、9億6,414万8,000円、6款県支出金1項県負担金は、高額医療費共同事業負担金等4,586万9,000円、2項県補助金は、普通調整交付金及び特別調整交付金を3億6,27万2,000円。8款1項共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金を9億3,811万8,000円、9款財産収入1項財産運用収入は、財政調整基金等の利子を2,000円それぞれ計上しております。

16ページをお願いいたします。10款繰入金1項他会計繰入金は、保険基盤安定繰入金等一般会計からの繰入金を6億5,206万6,000円、11款1項繰越金は、療養給付費交付金繰越金等2,000円、12款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、一般被保険者延滞金等を300万2,000円、それぞれ計上しております。

歳出でございますが、20ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費は、一般の管理事務費、連合会の負担金、医療費適正化特別対策事業等、22ページをお願いいたします。合わせて2,462万3,000円、2項徴税費は、嘱託職員報酬、納税組合交付金、過誤納還付金等の賦課徴収費を2,168万9,000円、3項運営協議会費は、国保運営協議会委員報酬等11万7,000円をそれぞれ計上しております。

24ページをお願いします。2款保険給付費1項療養諸費は、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費等33億6,315万円、2項高額療養費は、一般

被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費等を5億229万9,000円それぞれ計上しております。

26ページをお願いします。4項出産育児諸費は、出産育児一時金等3,361万7,000円、5項葬祭諸費は、葬祭費を200万円、それぞれ計上しております。

3款1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金及び事務費拠出金等を6億8,762万2,000円計上しております。

28ページをお願いします。4款1項前期高齢者納付金は、支払基金から交付される前期高齢者交付金に対する納付金として、事務費拠出金で36万4,000円計上いたしております。

5款1項老人保健拠出金は、事務費拠出金を5万円、6款1項介護納付金は、介護保険事業への納付金を3億6,135万7,000円、7款1項共同事業拠出金は、高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金として8億3,352万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

30ページをお願いいたします。8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、特定健康診査、特定保健指導に関する事業費を4,776万4,000円計上しています。

32ページをお願いします。10款1項公債費は、一時借入金利子を100万円、12款1項予備費は、1億1,596万3,000円それぞれ計上しております。

34ページから37ページにかけて、給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第12号、平成25年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

では、1ページをお願いします。平成25年度対馬市の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億4,102万4,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入について御説明申し上げます。

8ページをお願いします。1款1項後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料を1億8,448万9,000円、5款繰入金1項一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を1億5,474万3,000円。

10ページをお願いします。7款諸収入2項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療広域連合により受け入れる保険料還付金等を121万1,000円、5項の雑入は、保険料の還付未処理分の受け入れ等を57万5,000円それぞれ計上しております。

歳出でございますが、12ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費は、職員2名分の人件費、広域連合事務費負担金及び一般事務費等

を3,294万9,000円、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金を3億676万1,000円。

14ページをお願いします。3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金等を121万2,000円、4款1項予備費は10万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

16ページから20ページにかけて、給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第13号、平成25年度対馬市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いします。平成25年度対馬市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ35億9,123万9,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから4ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。1款保険料1項介護保険料は、第1号被保険者に係る特別徴収保険料、普通徴収保険料等を5億3,373万9,000円。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費に係る国庫負担金を5億9,408万9,000円、2項国庫補助金は、調整交付金、地域支援事業交付金等を3億7,617万6,000円。

12ページをお願いします。4款1項支払基金交付金は、第2号被保険者に係る保険料で、支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業交付金9億9,076万6,000円。

5款県支出金1項県負担金は、介護給付費と県負担金等を5億766万4,000円、2項県補助金は、介護予防事業、包括的支援事業に係る地域支援事業交付金を1,675万8,000円、6款財産収入1項財産運用収入は、介護給付費準備基金利子を12万3,000円。

14ページをお願いします。7款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を5億4,655万9,000円、2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金を2,536万それぞれ計上いたしております。

歳出でございますが、18ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費は、職員給与費等の人件費、一般事務費等6,708万9,000円、3項介護認定審査会費は、介護認定審査委員の報酬、20ページをお願いします。意見書作成手数料、認定調査委託料等3,903万1,000円、5項計画策定委員会費は、委員報酬等22万8,000円それぞれ計上しております。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、介護サービス給付費及び特例介護サービス給付費を27億8,891万円、22ページをお願いします。2項介護予防サービス諸費は、介護予防サービス給付費及び特例介護予防サービス給付費を3億4,583万6,000円、3項その他の

諸費は、審査支払手数料を363万6,000円、4項高額介護サービス等は、高額介護サービス費負担金等を7,843万5,000円、5項高額医療合算介護サービス費は、高額医療合算介護サービス費負担金を914万6,000円、6項特定入所者介護サービス費等は、特定入所者介護サービス費負担金等を、続きまして24ページをお願いします。1億6,340万2,000円計上いたしております。

4款1項基金積立金は、介護給付費準備基金積立金を12万4,000円、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、過年度分保険料払戻金等60万2,000円を計上いたしております。

8款地域支援事業費1項介護予防事業費の2,708万6,000円、2項包括的支援事業・任意事業費の6,771万4,000円は、介護保険地域支援事業特別会計への繰出金を計上しております。

26ページから32ページにかけて、給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第14号、平成25年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。平成25年度対馬市の介護保険地域支援事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,670万7,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入について御説明申し上げます。

8ページをお願いします。1款繰入金1項他会計繰入金は、介護保険特別会計からの繰入金9,480万円、2款1項繰越金は、前年度剰余金を626万円、3款諸収入1項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入を3,564万7,000円それぞれ計上いたしております。

歳出でございますが、10ページをお願いします。

1款地域支援事業費1項地域支援事業運営費は、地域包括支援センター3カ所の運営費に要する経費として、嘱託職員、一般職員の人件費、事務費、社会福祉協議会より専門職として派遣をいただいております職員4名分の給与費の負担金等9,618万円を計上いたしております。

12ページをお願いします。2項介護予防事業費は、介護予防2次予防事業、介護予防1次予防事業費等867万7,000円、3項包括的支援事業費・任意事業費は、在宅歯科診療補助金、介護用品支給等の扶助費等で558万4,000円。

14ページをお願いします。2款介護予防支援費1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援事業に対する委託料2,626万6,000円を計上しております。

16ページから22ページにかけて、給与費明細書を添付いたしております。

最後に、議案第15号、平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算について御説明

申し上げます。

1ページをお願いします。平成25年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億6,610万円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入について御説明申し上げます。

8ページをお願いします。3款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を8,451万8,000円、4款1項繰越金は、前年度繰越金を100万円、5款諸収入1項介護給付費収入は、日吉の里における短期入所生活介護収入、施設介護サービス費収入等を1億5,426万4,000円、2項自己負担金収入は、日吉の里の施設介護サービス費、食事サービス費、居住費等を、10ページをお願いします。合わせまして2,631万7,000円計上いたしております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。

1款民生費1項社会福祉費は、特養日吉の里に係る嘱託職員、一般職員等の人件費、事務費、施設管理費に関する経費等を2億1,579万2,000円。

14ページをお願いします。2款1項公債費は、地方債の償還金元金と利子を5,030万8,000円それぞれ計上しております。

16ページから22ページにかけて給与費明細書を、また24ページ及び25ページに地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上、議案第10号から議案第15号まで、6件の特別会計予算の内容について説明をさせていただきました。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

---

#### 日程第7. 議案第16号

○議長（作元 義文君） 日程第7、議案第16号、平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。豊玉地域活性化センター部長、梅野泉君。

○豊玉地域活性化センター部長（梅野 泉君） ただいま議題となりました議案第16号、平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計について、御説明申し上げます。

1ページをお願いします。平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計は、次に定めるところによることを規定し、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,823万3,000円と定めるものであります。第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入について御説明いたします。8ページ、9ページをお願いします。

1款事業収入1項事業収入の244万1,000円は、旅客運賃及び貨物運賃を計上いたしております。

2款国庫支出金1項国庫補助金の2,183万円は、赤字航路事業補助金1,684万円及び離島航路構造改革補助金499万円でございます。

3款県支出金1項県補助金の658万6,000円は、赤字航路事業に対する県補助金であります。

4款繰入金1項他会計繰入金の727万5,000円は、一般会計からの繰り入れでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。5款財産収入1項財産運用収入は、基金利子1,000円、6款の繰越金は、前年度繰越金10万円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費の2,768万4,000円は、職員及び船員の人件費並びに旅費、旅客船協会等の負担金を計上いたしております。また、建造から26年を経過し、老朽化している渡海船の今後の運航に関する改善計画書の策定に係る離島航路構造改革調査委託料及び同協議会開催に係る委員報酬、費用弁償も計上いたしております。

14ページ、15ページをお願いします。2款施設費1項施設費の1,044万9,000円は、旅客船の運航に必要な燃料費、老朽化に伴う船舶の修繕料が主なものでございます。また4款予備費として10万円を計上いたしております。

16ページ以降には給与費明細書を添付しておりますので、御参照方お願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。16番、糸瀬一彦君。

○議員（16番 糸瀬 一彦君） 今の説明ですけど、13ページですね。13節、もうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 豊玉地域活性化センター部長、梅野泉君。

○豊玉地域活性化センター部長（梅野 泉君） ただいま糸瀬議員さんのほうから質問を受けま

したので、お答えいたします。

委託料の構造改革調査委託料の件でございますけれども、実は、老朽化によりまして、船舶建造、リプレイスの方向で計画を立てておるということで、25年度に構造改革調査事業により航路改善計画書の策定を行いまして、26年度に船舶の建造等を行うという予定で進めておる状況でございます。

なお、この調査費の499万につきましては、500万限度として全額国庫補助ということで受け入れることになっております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） いいですか。16番。はい。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第8. 議案第17号

#### 日程第9. 議案第18号

#### 日程第10. 議案第19号

○議長（作元 義文君） 次に、日程第8、議案第17号、平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計予算から、日程第10、議案第19号、平成25年度対馬市水道事業会計予算までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括して議題となりました議案第17号から議案第19号の3件は、水道局所管の議案でございますので、続けて御説明いたします。

まず、議案第17号、平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いします。平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億6,589万3,000円とするものであります。第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものとしてあります。

第2条地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、4ページの「第2表 地方債」によるものとしてあります。

次に、予算の概要を御説明いたします。

8ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款分担金及び負担金1項負担金1,091万3,000円は、水道利用加入金及び消火栓設置事業負担金でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料4億2,933万円は、水道使用料でございます。2項手数料5万5,000円は、工事竣工検査手数料でございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金6,480万円は簡易水道事業補助金、5款財産収入1項財産運用収入3万4,000円は財政調整基金利子でございます。

10ページをお願いします。6款繰入金1項他会計繰入金2億7,176万1,000円は、公債費償還金などに対する一般会計からの繰入金、2項簡易水道繰入金4,410万円は、簡易水道基金繰入金でございます。

7款1項繰越金100万円は、前年度からの繰越金、8款諸収入1項雑入1,150万円は、整備事業に伴う水道移設補償金、9款1項市債3,240万円は、簡易水道改良事業債であります。

次に、歳出について御説明いたします。

14ページをお願いします。1款簡易水道費1項水道管理費1目一般管理費1億5,148万円は、職員の人件費、水質検査料、検針及び料金徴収業務委託料、消費税納付金などが主なものであります。

16ページをお願いします。2目施設管理費1億1,740万3,000円は、水道施設の維持管理経費が主なものであります。

16ページ及び18ページの2項1目水道建設費は、2億1,591万円で、簡易水道整備事業に係る経費を計上し、施設整備を計画的に実施するものであります。

2款1項公債費3億8,060万円は、長期債の償還元金及び償還利子を計上しております。

3款1項予備費として50万円を計上しております。

20ページからは給与費明細書などを添付しております。

以上が、議案第17号の概要であります。

続きまして、議案第18号、平成25年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いします。平成25年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,323万4,000円とするものであります。第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものでございます。

次に、予算の概要を御説明いたします。

6ページをお願いします。歳入でございますが、1款使用料及び手数料1項使用料250万4,000円は下水道使用料、3款繰入金1項他会計繰入金2,065万9,000円は一般会計からの繰入金、4款1項繰越金1,000円は前年度繰越金、5款諸収入1項雑入7万円は下水

道加入金であります。

次に、歳出を御説明いたします。

8ページをお願いします。1款下水道事業費1項下水道管理費1目一般管理費14万9,000円は、下水道使用水量の検針及び集金委託料など、2目施設管理費751万4,000円は、処理施設の維持管理経費が主なものであります。

2款1項公債費1,557万1,000円は、長期債償還元金利子を計上しております。

10ページは地方債の調書を添付いたしております。

以上が、議案第18号の概要であります。

最後に、議案第19号、平成25年度対馬市水道事業会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いします。第1条、平成25年度対馬市水道事業会計予算は、次に定めるところによります。第2条、業務の予定量は、給水戸数6,284戸、年間総配水量194万2,874立方メートル、1日平均給水量5,355立方メートルであります。

主要な建設改良事業は1億5,060万円で、その概要は、施設整備事業が2,460万円、久和簡易水道基幹改良事業が1億2,600万円と予定しております。

次に、第3条で水道事業収益2億7,980万1,000円、水道事業費用2億7,411万3,000円と予定額を定めております。

第4条で資本的収入を1億3,515万4,000円、資本的支出を1億8,263万9,000円と予定額を定めております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,748万5,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額455万円、過年度分損益勘定留保資金4,293万5,000円で補填するものであります。

2ページをお願いします。第5条で企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第6条で一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条は予定支出の各項の経費の流用について定め、第8条は議会の議決を経なければ流用できない経費の指定を、第9条は、たな卸資産の購入限度額を1,000万円と定めるものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものであります。

4ページから予算に関する説明書を、また19ページから参考資料として予算補足資料を添付いたしております。

以上で、議案第17号、議案第18号、議案第19号の特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

議案第10号から19号までの10件は、配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

---

日程第11. 議案第20号

日程第12. 議案第21号

日程第13. 議案第22号

日程第14. 議案第23号

日程第15. 議案第24号

日程第16. 議案第25号

日程第17. 議案第26号

日程第18. 議案第27号

日程第19. 議案第28号

日程第32. 議案第41号

○議長（作元 義文君） 次に、日程第11、議案第20号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例から、日程第19、議案第28号、対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例までの9件、及び日程第32、議案第41号、対馬林業開発促進資金貸付条例の一部を改正する条例の10件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま一括して議題となりました議案中、議案第20号、並びに議案第21号につきましては、総務部に関係するものでございます。あわせて説明を申し上げます。

まず、議案第20号でございます。議案集3ページに掲載をしておりますので、よろしく願いいたします。

議案第20号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を御説明いたします。

このたびの改正は、平成24年度におきまして上対馬町管内並びに上県町管内に整備をしておりました移動通信用鉄塔施設が、このたび完成をする運びとなりました。したがって、当該施設であります対馬市移動通信用鉄塔施設の無線基地局4カ所について、議案のとおり第2条の表に追加いたしたく、当該条例の一部を改正するものでございます。

なお、今回追加をいたします基地局は、対馬茂木無線基地局、田ノ浜無線基地局、対馬中山無

線基地局、対馬中山西無線基地局の4カ所でございます。

続きまして、議案第21号について御説明いたします。

議案集5ページをお願いいたします。議案第21号、対馬市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明を申し上げます。

近年、九州新幹線、鹿児島ルートでございますけれども、の全線開通などによりまして、交通機関の発達、手段の多様化は、大変目まぐるしいものがございます。このような社会一般の情勢に適應するため、また他の地方公共団体の職員との間に均衡を失しないよう、適切な措置を講ずるよう定められました地公法の情勢適應の原則、均衡の原則等に基づきまして、職員の旅費について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容について御説明を申し上げます。

第15条についてでございますが、新幹線料金適応についての改正でございます。

現条例では、新幹線料金の適応は、片道200キロメートル以上の場合と定めてございます。200キロメートル未満の区間でも、新幹線を利用することによりまして、日程の短縮等が見込める場合がございます。このため、公務上必要と見られる場合につきましては、片道200キロメートル未満でも新幹線を使用できるというようにするものでございます。

第18条は、車賃の改正でございます。

現在、車賃は、1キロメートルにつき、60円と規定をしておりますが、これを国、県、並びに県内各市の状況を踏まえ、40円に直すというものでございます。

続きまして、別表第1、日当の改正でございます。

日当、宿泊料は、物価等の差を調整する目的で、甲地・乙地の区分が設けられておりますが、日当につきましては、主に昼食費及び目的地内を循環する場合の交通費等を賄うという性質のことから判断いたしますと、宿泊費ほどの大きな差はなく、あえて区分する必要はないものと考えられます。

また、長崎県内の各市におきましても、区分を設けているのは、現在は対馬市のみであるということも鑑み、日当の甲地・乙地の区分を廃止をしようとするものでございます。

なお、附則におきまして、施行日を平成25年4月1日と定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 議案第22号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

平成24年9月の定例会において、対馬市立佐護小学校・中学校が、佐須奈小学校・中学校へ、

平成25年4月1日に統合することに伴う対馬市立学校教育施設条例の一部改正を議決いただいたところであります。

議案集の7ページをお開きください。平成25年3月31日をもって閉校する佐護小・中学校の現学校体育館を地域住民の健康づくりの社会教育の体育施設として活用するため、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例を提案するものでございます。

別表第1、「対馬市上県体育館」の項の次に、「対馬市佐護体育館、上県町佐護北里993番地」を加えるものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） 一括して議題となりました議案中、議案第23号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案集の9ページをお願いいたします。今回、改正をお願いいたしますへき地保育所条例につきましては、設置規定の改正を行うものでございます。

近年、交付金・交付要綱等の名称が変わる中で、条例の本則の改正が必要がなくても、名称変更のたびに条例の一部改正がたびたび生じております。

新旧対照表の5ページを御参照願います。

対照表に記載のとおり、第1条の全部を改正するもので、今後において、交付金等の名称のみの改正が生じないように改めるものでございます。

なお、附則で施行日を25年の4月1日としております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） ただいま一括して議題となりました議案のうち、議案第24号、対馬林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明いたします。

議案集の11ページをお願いいたします。本議案は、第2条中、農林漁業金融公庫が合併されて、株式会社日本政策金融公庫と名称変更になっていることを受けての改正、及び同条中、農林漁業資金（造林資金をいう）を現状の資金メニューの中での造林資金や森林整備活性化資金等、広く対応するために農林漁業資金に改めるものでございます。

続きまして、議案第41号でございます。

別冊で配付されております1ページをお願いいたします。対馬林業開発促進資金貸付条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案につきましても、議案第24号と同じく、第3条中、「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」と改めるものでございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。開会を11時10分から。

午前10時57分休憩

-----  
午前11時09分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） ただいま一括議題となりました議案第25号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案集は13ページとなっています。今回の改正は、豊玉町神話の里自然公園内の烏帽子岳展望台、上県町棹崎公園及び異国の見える丘展望台、並びに上対馬町鱈浦園地の韓国展望所の4カ所に設置されております双眼鏡、望遠鏡の項目を削除するものでございます。参考資料は、8ページから9ページでございます。

それぞれの展望所におきまして、開設時より直後から観光客への便宜を図るため、使用料100円で1回3分間程度の遠望を楽しむことができるように設置されましたが、増加する観光客へのサービスの一環として無料開放へと移行するものでございます。

また、そのほかの理由といたしまして、維持管理におきます有料がゆえの故障もたびたび発生しており、これに対応します各センター職員に大変な手間がかかっている現状もございます。さらに、職員や市内業者では、修理が不可能な場合もございます。収支におきましても、対費用効果等を考慮すると、無料にすることが妥当と考えまして、今回の条例改正をお願いするものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第26号、並びに議案第27号の2議案につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

この一部改正の2議案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、略称地域主権一括法により、関係法律が改正され、従来国が一律に定めていた設置基準、維持管理基準につきまして、関連法令を参酌し、地方公共団

体の条例により定めることになっております。このことによりまして、条例の一部を改正をするものでございます。

議案集の15ページをお願いいたします。

はじめに、議案第26号、対馬市都市下水路条例の一部を改正する条例でございますが、地域主権一括法による下水道法の一部改正により、都市下水路の構造の技術上の基準及び維持管理に関する基準につきまして、市の条例に委任されたことに伴い、現行条例の第2条の次に都市下水路の構造基準、適用除外、都市下水路の維持管理の基準に関する3条を追加するものでございます。

附則といたしまして、平成25年の4月1日から施行するとしてしております。

次に、議案第27号、対馬市都市公園条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集の17ページをお願いいたします。同じく地域主権一括法による都市公園法の一部改正により、都市公園の設置基準等が市の条例に委任されたことに伴い、現行条例の第1条の次に、都市公園の設置基準、公園施設の設置基準の2条を追加するものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するとしてしております。

以上、簡単でございますが、議案第26号並びに議案第27号の2議案についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 続きまして、議案第28号、対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集21ページをお願いいたします。このたびの改正は、現在消防団員の出動手当の支給対象が火災出動のみとなっておりますので、大雨のときの水害等の対処であります災害防衛出動、行方不明者を探す人命検索出動、事前予測が可能であります台風等の襲来に備えた警戒や災害待機活動に対する出動手当を加えるものであります。また、活動内容や拘束される時間に応じまして手当を増減するものでございます。

附則に施行期日を定め、参考資料として新旧対照表を添えております。

大変簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、議案第20号から24号までの5件について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号から28号までの4件、及び議案第41号について質疑はありますか。

2番、脇本啓喜君。

○議員（2番 脇本 啓喜君） 議案第25号なんですが、今、有料になっているその双眼鏡を無料化することについてですが、これは一応一括という、委員会付託になっていませんので、質問させていただきます。

これは、大体どのぐらいの利用があっているのか、それからどのぐらいの頻度でその故障が起こって、それにどのぐらいの修繕費用がかかってきているのか、その点を一応議会のほうにも説明をしていただいて、そして審議という形が妥当かと思いますが、その点について質問をいたします。

それからもう一点、こちらは、議案第28号、消防団員の定員、任命等々のところですが、これは、以前からお願いをしていた件だと思うんですけど、やはり消防だけではなくて、台風とかそういうことについての出動手当がないがゆえに、なかなかその分団長、団長のほうから出動をしたほうがいいところを頼みにくいという話があったので、これは、本当にいい改正をしていただいていると思いますので、賛成を皆様方にもお願いしたいということで、言わせていただきます。

以上です。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 今、ただいま脇本議員さんから御質問のありました件について、お答えいたします。

利用状況というか、この4年間、4カ所については、ばらつきがございますけれども、21年度から24年度、途中なんですけれども、4カ所で大体三十五、六万円の収入がっております。

それで、故障の頻度ということですが、軽微なものでは、コインが詰まったりとか、ガムをなすりつけておるとか、いろんな職員だけでできるような部分がございますけれども、特に見えないというような苦情が各センターに来ているようでございまして、職員がいるときはいいんですけれども、なかなか即スピードのある対応ができていないということも再々っております。頻度については、かなりあるというようなことに聞いております。

大きな故障というのは、上対馬の鰐浦園地の分で、23年度には、レンズの取りかえとかもろもろで46万ばかりの支出がっております。費用については、ほかはそういうふうな大きなところはそこなんですけれども、故障の頻度等については、職員で対応できる分はしているんですけれども、大きな部分については、また島内ではできないという非常に苦しい問題がございますので、サービスの一環ということで御理解をお願い申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（作元 義文君） 2番、脇本啓喜君。

○議員（2番 脇本 啓喜君） 今お聞きしたところによると、収入よりも修繕費のほうがかかっているようなところも伺えます。ただ、その故障が多いのでなかなか収入もあっていないということもあるかと思うんですが、それは、もういたし方がないかと思うんですが、こういうときに、今口頭でされましたが、ある程度議会に理解していただくというのであれば、今口頭で答えたようなものについても、その説明のときに言うだけであれば、質問もせずに済むと思いますので、今この4年間こういうふうな状況だったということ、特にこれは、1審議ですので、その辺はスムーズにいくようお願いしたいと思います。

それから、先ほどの豊玉の活性化センターも一緒だと思います。後から質問があつて、新造船の計画があるということを自席に戻って説明するのではなくて、説明のときにこういうことも考えているというのは、予算の説明のときにしていただければ、こちらから質問するということなく済むかと思しますので、スムーズな審議のためにもその辺は気をつけるようにしていただきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいまの御指摘、まことにそのとおりだと思います。

今回のこの件につきましては、15万人ほどの韓国の航路を使って入ってきていただいている方たちに対しての、ある意味、サービス、もてなしの一環という形ですることのほうが、より効果が上がるだろうと思うし、毀損されることもやはりあるわけですね。どうしても使用料とそういう思いと、動かないときとか、見えないときとか、いろんな問題があるものですから、逆に犯罪を邪気しないためにも、無料という方向性のほうが、さまざまなトラブルというのが起こらないのかなというふうにも考えたところです。

また、出国の際に施設使用料を200円ずついただいております。これは、出国の施設使用料という形ではございますけれども、それらの島内に入ってこられてからのさまざまなサービスというものに、振り向けていくということも意味しているところがありますので、そういう面において、現在において15万人、200円といえますと、それなりの金額になっておりますので、それらを全体を勘案して、あえて無料というふうなことに踏み切ったところではございますが、今おっしゃられるように、議会に対する事前のお話をしとけばよかったなど、ただ単に喜ばれる問題かなというふうな安易な考えが、私どもにあったんだろうというふうに思っております。申しわけございませんでした。

○議長（作元 義文君） 16番、糸瀬一彦君。

○議員（16番 糸瀬 一彦君） 関連ですけど、先ほど部長の説明では、どうも修理費がかかるし、思わぬ事故も起こったような感じの説明でしたけど、私は結構なことだと思っていますよ、ただにすることは、これには賛成ですけど、今後の維持管理をどのような考えか。市長の今の

答弁からいくと、やっぱり今後も維持管理はちゃんとおもてなしの心でやっていかれるわけでしょうから、修理はちゃんとされるわけでしょうけど、その点だけをお尋ねしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 修理をしないというふうな話では全くありませんし、ただし、大きな毀損という問題もやはり起こるやもしれませんし、さまざまなこのような国境の島においていろんな問題が起こることもあります。そのときの状況も考えながらやっていきたいと思っておりますが、基本的には、もてなす心でしっかりと対応はしていきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております10件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。10件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから10件について、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第20号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は、原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、対馬市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は、原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第22号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は、原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第23号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は、原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第24号、対馬林業開発促進資金融資損失補償条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は、原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第25号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は、原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第26号、対馬市都市下水路条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は、原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第27号、対馬市都市公園条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は、原案のとおり決定したいと思います。

ます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第28号、対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。採決します。本件は、原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第41号、対馬林業開発促進資金貸付条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は、原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第20. 議案第29号

日程第21. 議案第30号

日程第22. 議案第31号

日程第23. 議案第32号

日程第24. 議案第33号

日程第25. 議案第34号

日程第26. 議案第35号

日程第27. 議案第36号

日程第28. 議案第37号

○議長（作元 義文君） 次に、日程第20、議案第29号、対馬市子ども夢づくり基金条例から、日程第28、議案第37号、対馬市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例までの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 議案第29号、対馬市子ども夢づくり基金条例について、提案理由

を御説明いたします。

子供たちの文化・スポーツ活動及び体験交流活動事業等につきましては、今までそれぞれの所管の担当部において、補助金等を予算に計上し、その活動への支援を行ってきたところであります。

今後は、子供たちは地域の宝の観点から、さまざまな分野の活動に対する支援を総合的な連携によるバックアップ体制づくりを進めていくこととしております。

子供たちは、対馬の将来を支える宝でもあり、未知なる可能性を秘めております。そこで、対馬の将来を担う青少年の健全な育成を図るため、文化活動、体験活動、国際交流活動及びスポーツ活動のあらゆる分野での活動を可能にし、対馬の子供たちに夢ある未来づくりに寄与するための基金を設立するものでございます。

提出条例案の概要を説明させていただきます。

議案集23ページをお開きください。第1条の設置では基金の目的、第2条の積立てでは基金として積み立てる額、第3条では基金の管理、第4条では運用益金の処理、第5条の処分では基金の処分、第6条では繰替運用、第7条の運営委員会では、基金の運営に関する基本的事項を審議するための委員の数、任期、そして第8条の委任で、基金の管理に関し、必要な事項は市長が別に定めることとしております。

附則では、本条例の施行日を平成25年4月1日としております。

なお、基金の積立てにつきましては、平成25年度予算の早い時期に基金を積み立て、それぞれの事業に充てることとしております。

議員の皆様におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） ただいま一括議題となりました議案第30号及び議案第31号の2議案につきまして、その提案理由と内容について、御説明申し上げます。

議案集の25ページをお願いいたします。はじめに、議案第30号、対馬市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例についてでございますが、平成23年において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が制定されました。

これまで介護保険法や厚生労働省令で定められていた介護サービス事業に関する基準等を都道府県や市町村の条例で定め、平成25年4月1日までにその条例を施行することとされたものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

条例案は、第1章から第9章までの全203条及び、附則で構成をしております。

26ページをお願いいたします。第1章の第1条から第4条までは、条例の趣旨、定義、指定地域密着型サービス事業者の要件や、事業の一般原則を定めています。

第2章から第9章までは、それぞれサービスの種類についての規定であります。

28ページをお願いします。第2章の第5条から第45条までは、定期巡回、随時対応型訪問介護・看護について、その基本方針、人員や運営等に関する基準を定めています。

52ページをお願いします。第3章の第46条から第60条までは、夜間対応型訪問介護についてでございますが、内容につきましては、この第3章以降は、第2章と同様の基準等を網羅しておりますので、割愛をさせていただき、以後サービス事業のみの説明をさせていただきたいと思っております。

60ページをお願いします。第4章の第61条から第81条までは、認知証対応型通所介護について、72ページをお願いします。第5章の第82条から第109条までは、小規模多機能型居宅介護について、89ページをお願いします。第6章の第110条から第129条までは、認知症対応型共同生活介護について、100ページをお願いします。第7章の第130条から第150条までは、地域密着型特定施設入居者生活介護について、113ページをお願いします。第8章の第151条から第190条までは、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護について、141ページをお願いします。第9章の第191条から第203条までは、複合型サービスについて、それぞれ提供されるサービスについて規定しています。

本条例は、住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが、適切な介護保険のサービスとして制定するものでございます。

附則で、条例の施行日を平成25年4月1日からといたしております。

続きまして、議案第31号、対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の内容について、御説明申し上げます。

議案集の153ページをお願いいたします。介護保険法の改正によって、介護予防の観点から、新設されました予防給付は、介護予防サービスと地域密着型介護予防サービスに分類されます。

地域密着型介護予防サービスは、地域の特性に応じ、多様で柔軟なサービスが、市町村によって提供されるよう新設された地域密着型サービスの予防版でございます。

本条例案は、第1章から第4章までの全91条、及び附則で構成しております。

第1章の第1条から第4条までは、条例の趣旨、定義、指定地域密着型介護予防サービス事業者の要件や事業の一般原則を定めています。

第2章から第4章までは、それぞれサービスの種類についての規定でございます。

155ページをお願いします。第2章の第5条から第43条までは、介護予防認知症対応型通所介護について規定しています。

176ページをお願いします。第3章の第44条から第70条までは、介護予防小規模多機能型居宅介護について、194ページをお願いします。第4章の第71条から第91条までは、介護予防認知症対応型共同生活介護について、それぞれ定めています。

いずれのサービスも利用者の方々が、住み慣れた地域で生活できるよう、介護予防のための効果的な支援の方法を定め、一番身近な市町村がサービスを提供できるよう条例を制定するものがございます。

附則で、条例の施行日を平成25年4月1日からといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第32号から第36号までの5議案につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

はじめに、議案第32号、対馬市市道の構造の技術的基準等を定める条例でございますが、地域主権一括法による道路法の改正により、道路の構造に係る技術基準及び道路標識の寸法が、市の条例に委任されたことに伴い、新たに条例を制定するものがございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

第1条では、本条の趣旨について、第2条の用語の定義、第3条の道路区分につきましては、道路構造令によることを定めております。

第4条から第5条までは、車線の基準について、第6条から、224ページの第37条までは、副道、路肩、橋、高架などの道路施設の各項目に関する基準を規定しております。

第38条から、225ページの第39条までは、特例について、第40条から、226ページの第41条までは、自転車、歩行者の専用道路の基準について、第42条は、道路標識の寸法について規定をしております。

第43条の委任では、必要な事項は、市長が定めると規定をしております。

附則といたしまして、公布の日から施行するとしております。

次に、議案第33号、対馬市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例でございます。

議案集の227ページをお願いいたします。同じく地域主権一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法の一部改正により、移動等の円滑化の

ために必要な道路の構造基準が、市の条例に委任されたことに伴い、新たに条例を制定するもの  
でございます。

条文の説明をさせていただきます。

第1条では、本条例の趣旨について、第2条は、用語の定義について、第3条から229ペー  
ジの第10条までは、歩道の基準について、第11条から234ページの第16条までは、立体  
横断施設の基準について規定をしております。

第17条から第18条までは、乗り合い自動車停留所の基準について、第19条から238ペー  
ジの第29条までは、自動車駐車場の基準について、第30条から239ページの第33条まで  
は、案内標識、休憩施設、照明施設等について規定をしております。

第34条の委任では、必要な事項は、市長が定めると規定をしております。

附則で公布の日から施行すると規定をいたしております。

次に、議案第34号、対馬市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例  
でございます。

議案集の241ページをお願いいたします。これも同じく地域主権一括法による河川法の一部  
改正により、準用河川の管理上、必要とされる一般的・技術的基準が、市の条例に委任されたこ  
とに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

第1条では、本条例の趣旨について、第2条は、用語の定義について、第3条から244ペー  
ジの第15条までは、堤防の基準について、第16条から245ページの第19条までは、床止  
めの基準について規定をいたしております。

第20条から246ページの第26条までは、堰の基準について、第27条から248ペー  
ジの第33条までは、水門・樋門の基準について規定をいたしております。

それから、34ページから250ページの第40条までは、橋の基準について、第41条から  
第43条までは、適用除外、特例について規定をいたしております。

第44条の委任では、必要な事項は、市長が定めると規定をいたしております。

なお、附則として、公布の日から施行するといたしております。

次に、議案第35号、対馬市営住宅条例でございます。

議案集の253ページをお願いいたします。これも同じく地域主権一括法による公営住宅法の一  
部改正により、公営住宅の入居収入基準と公営住宅等の整備基準が、市の条例に委任をされて  
おります。現行の対馬市営住宅管理条例では、管理に関する規定が主でございますが、これに新  
たに公営住宅等を建設する際の整備基準を定めるため、対馬市営住宅管理条例の名称を対馬市営  
住宅条例に改めるものでございます。

また、本条例は、公営住宅法を基準法といたしておりますが、住宅地区改良法に基づく改良住宅も管理いたしておりますので、これに伴う条文の変更箇所が多いことから、全部改正を行うものでございます。

主な改正内容について御説明いたします。

254ページの第3条で、市営住宅等建設する際の整備基準を追加いたしております。

255ページの第6条で、公営住宅の入居収入基準及び裁量階層の対象範囲を規定いたしております。

259ページの第11条で、改良住宅の入居収入基準及び裁量階層の対象範囲について、規定をいたしております。

261ページの第13条では、同居承認をしなければならない収入基準を規定いたしております。

以上の4項目が主な改正内容となっております。

なお、附則といたしまして、平成25年4月1日施行といたしております。

詳しくは、別添の一部改正新旧対照表の15ページを参照方、よろしく願いいたします。

最後に、議案第36号、対馬市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例について、御説明申し上げます。

議案集の277ページをお願いいたします。地域主権一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法の一部改正により、都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準が、市の条例に委任されたことに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

条文の説明をさせていただきます。

第1条では、本条例の趣旨について、第2条は、用語の定義について、第3条から285ページの第13条までは、各公園施設の設置基準、構造基準を規定しております。

第14条は、適用除外について、第15条の委任では、施行について必要な事項は市長が定めると規定をいたしております。

附則として、公布の日から施行するといたしております。

以上、簡単でございますが、議案第32号から第36号までの説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第37号、対馬市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書の287ページをお願いいたします。このたびの条例制定につきましては、地域の自主

性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地域主権改革一括法による水道法改正により、従来水道法及び同施行令等に規定されていた水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準と水道技術管理者の資格基準について、条例で定めることとされたことを受けて、新規条例として制定するところでもあります。

内容について、御説明いたします。

第1条で本条例の趣旨について、第2条で布設工事監督者を配置する工事について、第3条で布設工事監督者の資格について、289ページ、第4条で水道技術管理者の資格について定めております。

附則で条例の施行日を平成25年4月1日と定めようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。9件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま一括議題となっております9件は、配付しております議案付託表のとおり各常任委員会に付託します。

昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時から。

午前11時56分休憩

午後0時58分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第29. 議案第38号

日程第30. 議案第39号

日程第31. 議案第40号

日程第33. 議案第42号

○議長（作元 義文君） 日程第29、議案第38号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてから、日程第31、議案第40号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてまでの3件、及び日程第33、議案第42号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（伊奈漁港）の4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、平間壽郎君。

○地域再生推進本部長（平間 壽郎君） ただいま一括議題となりました議案第38号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております22の辺地のうち、阿連、卯麦、久和、琴、雞知、佐志賀、糸瀬、三根、大山、大調、唐洲、内院、比田勝、箕形の13辺地が新規計画でございまして、伊奈、巖原、今里、佐護、仁位、仁田、津和、田、豊の9辺地が変更計画でございます。

各辺地の事業内容を御説明いたします。

総合整備計画書をごらんいただきたいと思っております。

294ページをお願いいたします。まず阿連辺地からの新規計画でございまして、現在、阿連へき地保健福祉館として利用している集会施設を改修する計画でございまして。

次に、卯麦辺地でございまして、県道唐崎岬線改良工事に伴い、防火水槽を移転する計画でございまして。

次に、久和辺地でございまして、老朽化した簡易水道の改良事業、小学校の統合に伴う児童の交通手段の確保のためのスクールバス導入、久和簡易水道基幹改良事業において行われる消火栓設置工事への負担金に伴う計画でございまして。

なお、スクールバス導入につきましては、この久和辺地を含め、4辺地での導入を計画しておりますことから、事業費は同額での計上といたしております。

また、消火栓設置工事負担金においても、この久和辺地を含め、2辺地での整備を計画しておりますことから、本事業は同額での計上といたしております。

次に、297ページの琴辺地でございまして、携帯電話使用不可能地区の解消のための移動通信信用鉄塔施設整備に伴う計画でございまして。

なお、移動通信信用鉄塔施設整備は、この琴辺地を含め3辺地での整備を計画しておりますことから、本事業は、3辺地とも同額での計上となります。

続きまして、雞知辺地でございまして、老朽化により機能が低下している製氷・貯氷施設の新規整備、小型動力ポンプ付積載自動車の経年劣化による更新に伴う計画でございまして。

なお、この小型動力ポンプ付積載車の更新につきましては、この雞知辺地を含め、6辺地での更新を計画しておりますことから、事業費は同額での計上といたしております。

続きまして、299ページの佐志賀・糸瀬辺地でございまして、先ほどの雞知辺地と同様の小型動力ポンプ付積載自動車の経年劣化による更新に伴う計画でございまして。

続きまして、三根辺地でございまして、消防団拠点施設の新規整備と年間を通じて、昼夜を問わず消火・礼式訓練ができます訓練所を整備する計画でございまして。

なお、消防団拠点施設の新規整備につきましては、この三根辺地を含め、2辺地での整備を計画しておりますことから、事業費は同額での計上といたしております。

続きまして、301ページの大山辺地でございますが、小型動力ポンプ積載車の経年劣化による更新に伴う計画でございます。

なお、この小型動力ポンプ積載車の更新につきましては、この大山辺地を含め、2辺地での更新を計画しておりますことから、事業費は同額での計上といたしております。

続きまして、302ページの大調辺地、それと303ページの唐洲辺地でございますが、先ほど申し上げました雞知辺地と同様の小型動力ポンプ付積載自動車の経年劣化による更新に伴う計画でございます。

続きまして、304ページの内院辺地でございますが、先ほど久和辺地で申し上げました小学校の統合に伴う児童の交通手段の確保のためのスクールバス導入に伴う計画でございます。

続きまして、305ページ、比田勝辺地及び306ページの箕形辺地でございますが、先ほど申し上げました雞知辺地と同様の小型動力ポンプ付積載自動車の経年劣化による更新に伴う計画でございます。

続きまして、307ページの伊奈辺地からの変更計画でございますが、先ほど新規計画で申し上げました琴辺地と同様の携帯電話使用不可能地区の解消のための移動通信用鉄塔施設整備の追加に伴い、事業費を9,986万9,000円追加し、8億5,486万9,000円に、辺地対策事業債予定額を1,110万円追加しまして1億9,980万円に変更するものでございます。

続きまして、308ページの敵原辺地でございますが、先ほど新規計画で申し上げました久和辺地と同様の老朽化した簡易水道改良事業に伴い、消火栓の布設替えのため、事業費を250万円追加し、2,325万7,000円に、辺地対策事業債予定額を250万円追加し、2,320万円に変更するものでございます。

続きまして、309ページの今里辺地でございますが、先ほど新規計画で申し上げました久和辺地と同様に、小学校の統合に伴う児童の交通手段の確保のためのスクールバス導入に伴い、事業費を4,640万8,000円追加し、4億4,975万8,000円に、辺地対策事業債予定額を3,150万円追加し、6,780万円に変更するものでございます。

続きまして、310ページの佐護辺地でございますが、先ほどの今里辺地と同様に小学校の統合に伴う児童の交通手段の確保のためのスクールバス導入に伴い、事業費を4,640万8,000円追加し、及び辺地対策事業債予定額を3,150万円追加といたしております。

また、先ほど申し上げました伊奈辺地と同様の携帯電話使用不可能地区の解消のための移動通信用鉄塔施設整備の追加に伴い、事業費を9,986万9,000円追加、及び辺地対策事業債予定額を1,110万円追加し、事業費合計を1億5,221万4,000円に、辺地対策事業債予

定額の合計を4,850万円に変更するものでございます。

続きまして、311ページの仁位辺地でございますが、豊玉診療所において、胃カメラを新たに1基購入することで、適正な医療体制の整備を図ることに伴い、事業費315万円を追加し、3,523万2,000円に、辺地対策事業債予定額を310万円追加し、2,980万円に変更するものでございます。

313ページの仁田辺地でございますが、仁田診療所において、超音波診断画像装置を更新することで、適正な医療体制の整備を図ることに伴い、事業費を598万5,000円、及び辺地対策事業債予定額を290万円追加としております。

また、林道トタテ線開設事業に伴い、事業費を7,665万6,000円追加、及び辺地対策事業債予定額を2,860万円追加としております。

さらに、先ほど新規計画で申し上げました大山辺地と同様に、小型動力ポンプ積載車の経年劣化による更新に伴い、事業費を496万6,000円追加し、辺地対策事業債予定額を490万円追加し、事業費の合計を9億9,279万3,000円に、辺地対策事業債予定額の合計を2億8,350万円に変更するものでございます。

続きまして、315ページの津和辺地でございますが、先ほど新規計画で申し上げました三根辺地と同様に、消防団拠点施設の新規整備に伴い、事業費を4,994万追加し、5,556万2,000円に、辺地対策事業債予定額を4,990万追加し、5,270万円に変更するものでございます。

続きまして、316ページの田辺地でございますが、林道ナムロ線開設事業に伴い、事業費を1億9,258万6,000円追加し、6億2,858万6,000円に、辺地対策事業債予定額を7,740万円追加し、2億6,910万円に変更するものでございます。

最後に、317ページの豊辺地でございますが、韓国展望所・豊砲台跡観光ルート整備事業に伴い、事業費を8,751万円追加し、1億4,657万9,000円に、辺地対策事業債予定額を8,750万円追加し、1億4,650万円に変更するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案第39号、並びに議案第42号の2議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案集の319ページをお願いいたします。

まずはじめに、議案第39号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐保地区）でございますが、本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土

地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。

本件は、長崎県が整備をいたしております一般県道唐崎岬線道路改良事業に伴い、道路用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、区域を豊玉町佐保字ワキノ採及びスエに編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、位置図及び字図を添付いたしておりますが、黒塗りで表示をしている部分の豊玉町佐保字ワキノ採2—2から、字スエ3—3及び10—1に隣接する道路に至る地先で、面積452.51平方メートルの土地でございます。

次に、議案第42号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（伊奈漁港）でございますが、本日配付の別冊議案集の3ページをお願いいたします。

本議案は、市が事業主体で整備を進めております市道仁田志多留線道路改良事業に伴う、公有水面埋立免許出願に係る意見について、異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

埋め立ての必要性につきましては、6ページの埋立必要理由書のとおり、市道仁田志多留線は、沿線地区の生活道路、また地域産業の振興にとって重要な幹線道路でございますが、幅員が狭く離合が困難であることなどの問題を抱えております。

この問題を解消するために、平成17年度から伊奈から志多留間におきまして、2車線、全幅7メートルの道路改良事業を実施いたしておりますが、志多留地区内におきまして、現道の陸地側の用地買収や代替住宅地の確保が困難であるということから、海側に前倒しをして、道路幅員を確保するものでございます。埋立面積は、128.68平方メートルでございます。

参考に、位置図、平面図を末尾に添付いたしております。

以上、簡単でございますが、議案第39号、第42号の2議案についての説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま一括して議題となりました議案第40号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、その提案内容を御説明申し上げます。

議案は、325ページでございます。この案件につきましては、本年3月31日をもって、松浦地区火葬場組合が解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから4件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております4件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。4件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから4件に対する一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

議案第38号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、議案第39号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐保地区）、議案第40号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第42号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（伊奈漁港）の4件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。4件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第34. 発議第1号

○議長（作元 義文君） 日程第34、発議第1号、盗難仏像の早期返還を求める決議を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。5番、長信義君。

○議員（5番 長 信義君） ただいま議題となりました発議第1号について、御説明申し上げます。

発議第1号、平成25年3月8日、対馬市議会議長作元義文様、提出者、対馬市議会議員長信義。賛成者、対馬市議会議員山本輝昭、賛成者、同、大部初幸。

盗難仏像の早期返還を求める決議について。別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

それでは、決議（案）を朗読し、説明にかえさせていただきます。

盗難仏像の早期返還を求める決議。

対馬と韓国は、長い歴史の中で常にお互いの文化を享受し、親しい隣国として交流が続けられてきています。しかし、韓国の窃盗団によって不幸な事件が起きることとなりました。

対馬市豊玉町小綱・観音寺の観世音菩薩坐像は、窃盗によって不当に流出した貴重な文化財で、長崎県指定の有形文化財にもなっています。また何世代にもわたり、寺の御本尊様として大切に保管され、祭られてきた地域の宝であり、信仰のよりどころでもあります。卑劣な犯罪行為によ

って奪われたことで、所有者をはじめ地域、対馬市民は、烈しい憤りを感じております。峰町木坂・海神神社の銅造如来立像、厳原町豆殿、多久頭魂神社の大蔵経についても同様であり、一刻も早く対馬所有者のもとに返還すべきであります。

中世、室町時代に朝鮮王朝は西日本の豪族等と交易を行っており、対馬でも朝鮮から仏像などの仏教文物などがたびたび請来されてきました。李王朝が成立した14世紀以降の朝鮮半島における苛烈な仏教排斥という背景を加味すると、観音寺の観世音菩薩坐像もこうした日本の仏教普及にかかわる交流や、仏教工芸品の隆盛による交易などによってもたらされたものではないかと考えられます。

今回、犯罪によって奪われた国指定銅造如来立像、県指定観世音菩薩坐像、大蔵経を文化財不法輸出入等禁止条約等の国際法に基づき、早急に返還されるよう強く求めます。

以上、決議します。平成25年3月8日、長崎県対馬市議会。

以上のとおりであります。御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。（「議長」と呼ぶ者あり）17番、大浦孝司君。

○議員（17番 大浦 孝司君） この決議文の提出先を、これは提出者のほうは、具体的に再度説明をお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） 5番、長信義君。

○議員（5番 長 信義君） これは、もう一回、今度は提出先は改めてこれを読み上げるんじゃないんですか。これでもう終わりですか。

○議長（作元 義文君） これで終わり。

○議員（5番 長 信義君） 終わり。（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） ただ、提出先は……（「案としてどういう考えかということを」と呼ぶ者あり）考えか。（発言する者あり）

○議員（5番 長 信義君） ちょっと休憩を。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。

午後1時23分休憩

-----  
午後1時25分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。発議第1号に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。発議第1号、盗難仏像の早期返還を求める決議は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第35. 請願第1号

○議長（作元 義文君） 日程第35、請願第1号、アジアと日本の平和と繁栄を目指す「日韓海底トンネル」の早期建設を求める請願を議題とします。

本請願は、産業建設常任委員会に付託します。

以上です。

---

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

11日は、定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時27分散会

---